

# 松城指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業所・事業者の概要

### (1) 名称等

事業所の名称	松城指定居宅介護支援事業所
事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	静岡県浜松市指定 2277103533
事業所所在地	〒430-0947 浜松市中区松城町211番8号
事業所の補足事項	松城デイサービスセンターに併設されています
電話番号・FAX番号	053-453-3554 ・ 053-453-5161
管理者氏名	安東 知子
指定年月日	平成24年 4月1日
サービス提供地域	浜松市内（中区、西区、南区、東区）
法人種別及び名称	社会福祉法人 <small>さんこうかい</small> 三幸会
法人代表者氏名	理事長 竹村 寿文
法人設立年月日	昭和48年12月20日

### (2) 職員の概要

令和1年9月9日現在

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1名	常勤専従	介護福祉士・主任介護支援専門員
介護支援専門員	1名	常勤兼務	社会福祉士・介護支援専門員

## 2. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 （12月31日～1月2日は除く） 祭日は通常通り営業
営業時間	8:30 ～ 17:30
電話番号	053-453-3554

### 3. 居宅介護支援の概要

#### (1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	利用者の意思を確認の上、利用者に必要な要介護認定に係る申請について代行いたします。
居宅サービス計画の作成	利用者が居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えて、作成します。
居宅サービス計画の作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等)	月に一回以上は、居宅訪問にて利用者及び家族と面談し、居宅サービスの実施状況等の把握に努めます。 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行います。
サービス事業者との連絡調整	各種指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス提供の向上に努めます。
医療機関との連携	利用者が入退院する場合や、医療系サービスを利用する場合等、必要に応じて医療機関と居宅サービス計画の内容やサービス利用に必要な情報の連携を行います。 利用者が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名・連絡先等を、入院先の医療機関にお伝えください。
介護保険施設への紹介	利用者がその居宅において日常生活が困難になったと認められる場合、介護保険施設への入所を希望する場合は紹介やその他便宜を行います。
障害福祉との連携	障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合、特定相談支援事業者との連携に努めます。

#### (2) 居宅介護支援の利用にあたって

項 目	内 容
公正中立なケアマネジメントの確保	利用者の意思に基づいた、適切なサービス事業者の紹介を行います。 利用者は、サービス事業者を選択する上で、介護支援専門員に対し、複数のサービス事業者の紹介を求めることが出来ます。また、利用者は居宅サービス計画に位置付けるサービス事業者等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
サービス提供困難時の対応	責任を持って、他事業所等の紹介を行い、サービス提供に支障がないようにいたします。
サービスの質の向上のための方策	介護支援専門員の研修会を事業所内で行い、外部の研修会にも積極的に参加し質の向上に努めます。

介護支援専門員を変更する場合の対応	あらかじめ、利用者と連絡を取り、サービス提供に支障が無いよう、責任をもって変更をいたします。
個人情報・プライバシーの遵守	業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持します。利用者及びその家族には、サービス担当者会議等においてその個人情報を用いる事にご同意いただきます。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

原則として利用者には利用料を請求しません。ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があったときは、厚生労働大臣が定める居宅介護支援費を1ヶ月につき要介護度に応じていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明を発行しますので、この証明書を後日、役所の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

項目	内 容
居宅介護支援費(Ⅰ)	1,057 単位/月 (要介護1・2)
	1,373 単位/月 (要介護3・4・5)
初回加算	300 単位/月
特定事業所加算(Ⅰ)	500 単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)	400 単位/月
特定事業所加算(Ⅲ)	300 単位/月
特定事業所加算(Ⅳ)	125 単位/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	200 単位/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100 単位/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位/回
退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位/回
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月
小規模多機能型居宅・介護事業所連携加算	300 単位/月
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月

※浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に10.21円を乗じた金額となります。

## (2) 支払い方法

利用者が当事業所に料金を支払うことになる場合の支払い方法については、月ごとの清算とします。毎月 15 日までに前月分の請求をしますので、月末までにお支払い下さい。お支払いの方法は、銀行振込、現金払い、銀行口座引落の 3 通りからご契約の際に選択してください。

## 5. 居宅介護支援の終了について

### (1) 利用者のご都合で居宅介護支援を終了する場合

利用者は 7 日前までの申し出により契約を解除できますが、次の場合には解約金をいただきます。

①契約後、居宅介護サービス計画作成段階途中で、あなたの申出により解約した場合	厚生労働大臣が定める上記居宅介護支援費
②役所への居宅介護サービス計画の届出終了後に解約した場合	解約料はかかりません。
③その他、解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	① に準じた解約料

### (2) 当事業所の都合で居宅介護支援を終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこの居宅介護支援の提供を終了させていただく場合があります。この場合は、1ヶ月前までに文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業所等に関する情報をあなたに提供いたします。

この他、当事業所は、利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

### (3) 自動終了

次の場合には、自動的に居宅介護支援を終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援と認定された場合
- ③利用者が亡くなった場合

## 6. 利用状況・個人記録等書類保存年数

利用開始から利用終了までの居宅サービス計画、介護支援経過記録等の書類は利用終了日より 2 年間保存します。

## 7. 社会生活上の便宜供与

社会における将来の福祉候補生として、近隣地域の高等学校・専門学校・大学・資格免許養成校からの福祉実習を受け入れ、福祉・医療・栄養・機能訓練などの教育学習の場として提供しています。

## 8. 居宅介護支援に対する苦情

当事業所の居宅介護支援及び当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについて苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談下さい。

### < 苦情相談窓口 >

苦情受付担当者 安東 知子 電話 (053) 453-3554

苦情解決責任者 和久田 芳次 電話 (053) 485-1136

苦情ボックスを施設玄関入口に設置しています

### < 第三者委員 >

岡部 忠雄 電話 (053) 447-2652

野嵜 康雄 電話 (053) 485-5835

### < 行政機関その他苦情受付機関 >

浜松市役所介護保険課 電話 (053) 457-2374

浜松市西区役所長寿保険課 電話 (053) 597-1119

浜松市中区役所長寿支援課 電話 (053) 457-2324

浜松市南区役所長寿保険課 電話 (053) 425-1572

静岡県福祉サービス運営適正化委員会 電話 (054) 653-0840

国民健康保険団体連合会 (苦情相談室) 電話 (054) 253-5590